

平成 28 年度 第 1 回 富士見市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	平成 28 年 8 月 17 日 (水) 13 時 30 分 市長公室
出席委員の 氏名及び職業	委員長 尾崎 晴男 (東洋大学 総合情報学部 教授) 委員 平岡 直也 (あおい総合法律事務所 弁護士) 委員 吉田 智也 (埼玉大学 人文社会科学部 准教授)
事務局等職員の 氏名及び職名	総合政策部長 島田臣己 契約検査課長 本多忠嗣 主査 長崎誉満 主任 福岡麻衣 まちづくり推進課 主任技師 新井績 道路治水課 主査 鈴木正明 主査 西條正章 生涯学習課 副課長 中田正義 主査 横田孝雄 西口整備事務所 主査 國松正樹 管財課 主任 新井達也
会議次第	1 開会 (契約検査課長) 2 委員長あいさつ (尾崎委員長) 3 議事 (進行=尾崎委員長) (1) 報告事項 ①富士見市の入札制度について ②建設工事等に関する入札及び契約状況について ③入札参加停止情報について (2) 審議案件 ①建設工事案件に係る審議(一般競争入札)2 件 ②建設工事案件に係る審議(随意契約)1 件 ③建設関連業務案件に係る審議(指名競争入札)2 件 ⑤建設関連業務案件に係る審議 (随意契約) 1 件 (3) 委員による協議 (4) 審議結果講評 (5) その他 4 閉会 (契約検査課長)

議事の経過

主な意見・質問等	内容・説明等
(1) 報告事項 (事務局から説明) ①富士見市の入札制度について ②建設工事等に関する入札及び契約状況について ③入札参加停止情報について	<u>事務局</u> : 富士見市の入札制度について説明を行った。 <u>事務局</u> : 資料 1~6 に基づき説明を行った。 <u>事務局</u> : 資料 7 に基づき説明を行った。
(2) 審議案件 (事務局・担当課から説明)	

平成 27 年度下期執行入札及び随意契約より 6 件抽出。

案件抽出委員：選定理由は、土木工事で設計金額の高い案件と落札金額の大きかった案件及び落札率が低い案件から選定した。

① 建設工事案件に係る審議(一般競争入札)2 件

1 南むさしの公園整備工事

委員長：面積、芝張り、残土処理など単価を掛け合わせれば見積りは算出できるのか。

委員長：発注側と受注側で同じ積算となると考えて良いのか。

委員：入札参加申請者数が 8 社で、市内本支店 14 社、ふじみ野市、三芳町で 10 社の合計 24 社が登録されていて、入札をしてきたのが 8 社というのは多いのか。

委員長：8 社の内、市内業者は何社か。

委員：こういった工事は定期的に出る工事ではないのか。

委員：設置する遊具はどのように決めるのか。

委員長：公園の更新になるのか。

委員長：この案件については妥当ということで審議を終了する。

2 区画線設置工事

委員：入札参加資格を県内の事業者としているのはなぜか。

委員：8 社失格となっているが多いのか。

委員長：市が設計する上でだれが積算しても同じ額になるのか。

委員長：その埼玉県土木歩掛は、公表されているのか。

委員長：この案件については妥当ということで審議を終了する。

担当課：設計に関しては、土木工事と同じ積算基準で積算している。

担当課：仕様書を公表しているので、受注者側は仕様書に基づき積算している。

事務局：下水・水道工事だともう少し多くなるが、公園工事のためこの程度の参加業者数となっていると思う。

事務局：5 社が市内業者となる。

事務局：公園工事は、定期的に出る工事ではない。

担当課：平成 25 年度に地域の方の意見を取り入れながら公園の基となる図面を作成した。

事務局：この場所は、勝瀬地区の区画整理事業の公園用地であり、区画整理事業が終了し区画整理事務所を撤去したので今回新たに公園を整備した。

事務局：道路に区画線を設置する工事であり、この工事の登録業者が市内にも近隣にも数社しかいないため県内まで拡大した。

事務局：限りなく最低制限価格を類推し応札しているので、結果として最低制限価格を下回ってしまい失格となってしまう。

担当課：埼玉県の土木歩掛を基に積算しているので同じになる。

担当課：一部公表されていないものもある。

②建設工事案件に係る審議(随意契約)1件

1 道路整備工事(住市総その2)

委員：変更契約の内容はなにか。

委員長：道路整備工事(住市総その1)も変更したのか。

委員長：減額となった原因はなにか。

委員：道路整備工事(住市総その1)と(その2)の違いはなにか。また、(その1)の発注が決まった段階で(その2)の発注は決まっていなかったのか。

委員長：発注が年度末になった理由はなにか。

委員：(その1)と(その2)を一括で入札することはできなかったのか。

委員：例えば、(その1)の一般競争入札の時には、入札した業者は、その後、随意契約となる工事がありそうだと分かっていたのか。

委員長：この案件については妥当ということで審議を終了する。

③建設業務案件に係る審議(指名競争入札)2件

1 市民総合体育館災害復旧・大規模改造工事設計業務委託

委員：1社だけ安い気がするがどう考えるのか。

委員長：設計書はどのように積算しているのか。

担当課：、工期の延長と施工内容の変更が生じたので契約金額を減額した。

担当課：道路整備工事(住市総その2)のみ変更した。

担当課：道路上の車止めの設置を予定していたが、工事を進めていく中で、今後発注する工事で設置した方が良いこととなり減額となった。

担当課：2件とも市道第904号線の同じ路線の工事となるが、(その1)は、国庫補助金の対象工事で(その2)については、国庫補助金の対象外の工事となっている。また、(その1)の発注が決まった段階で、(その2)の発注は決まっていた。

担当課：交差点に信号設置の関係で、警察との協議に時間を費やしこの時期の契約となった。

担当課：(その1)については、国庫補助事業であり、(その2)については、警察との協議に時間を要したため同時発注できなかったが、(その2)の工事を単独発注するよりは、経費を調整しているので安価となっている。

事務局：分割発注ではあるが、前発注工事と合算して経費を算出しているため、トータル的には1本で出したのと同じ金額のため市の負担は増えていない。

事務局：今回の工事で完了しないことは告示でわかるので、別発注の工事があることはわかる。しかし、その発注方法が入札なのか随意契約なのかまではわからない。

事務局：受注意欲の差だと思う。

担当課：基本的には、図面を作成するにあたり、枚数がどれくらいの枚数になるのかあらかじめ想定し、複雑な図面と簡易な図面と選別を行い積み上げ

委員長：設計図の枚数と難易度という事なのか。

委員長：図面の枚数は何枚あるのか。

委員：指名されると入札しなければいけないのか。

委員：工事の入札だと最低制限価格ぎりぎりの応札があるが、設計委託だと予定価格に近い傾向があるのか。

委員長：最低制限価格はどのくらいまで推測できるのか。

委員長：最低制限価格の積算方法は周知しているのか。

委員長：この案件については妥当ということで審議を終了する。

2 出来形確認測量業務委託

委員：出来形確認測量とはどんな業務なのか。

委員：出来上がったものを確認作業しているという事か。

委員長：この測量業務の積算方法はどの事業者も同じ方法で積算するのか。

委員長：指名業者の選定はどのように行っているのか。

委員長：この案件については妥当ということで審議を終了する。

5 市立山室集会所建設工事及び解体工事監理業務委託

委員：この工事は、集会所を建てるのか壊すのか。

たものを設計の基としている。

担当者：そのとおり。

担当者：災害復旧のほうで178枚、大規模改造工事は221枚となっている。

事務局：辞退しても特に問題はない。

事務局：工事の場合は、最低制限価格に近い応札が多く、設計委託は、予定価格に近い傾向がある。

事務局：設計の場合であっても、工事と同様に仕様書は公表しているが、数量的なものは示していないので、積算のしようがないと思う。

事務局：ホームページで公開をしている。

担当課：この業務は、事業によって移転工事を行う際に、座標や図面、データに基づき現地に画地を復元しているが、最終的な差が出るので、ある程度完成された街区ごとに測量を行い、最終的な換地処分の時に登記できるような出来高として、測量を行っている。

担当課：測量誤差や、工事誤差があるので、それほど大きく違いはないが、小数第2位くらいまでずれることはある。

事務局：区画整理自体が土地を再配置させるため、最終的に調整し地権者の財産として確定していく。

担当課：積算方法については、埼玉県の土地区画整理事業測量業務積算基準を用いて積算を行っており、仕様書で公表している。

事務局：過去に当市の契約実績や指名実績のある事業者を選定している。

担当課：既存の集会所を解体して新しい集会所を建設する。

<p>委員：落札率が低い原因はなにか。</p> <p>委員長：ハナガタ建築設計事務所は平成26年に市立山室集会所建設工事及び解体工事設計業務委託を請け負っているため、業務内容をよく理解しているためハナガタ建設設計事務所に随意契約をしたという事なのか。</p> <p>委員長：見積書を提出する時に内訳書は提出しないのか。</p> <p>委員長：この案件については妥当ということで審議を終了する。</p> <p>(3) 委員による協議</p> <p>(4) 審議結果講評 審議案件について (意見具申については、委員会意見の項目に記載)</p> <p>委員各位：承認</p> <p>(5) その他</p>	<p>担当課：設計金額の積算は、業務内容や業務にかかる時間を基に算出した金額になっている。応札金額については、事業者で同様な算出をした結果積算された金額であり、事業者がこの金額でできると判断したのだと思う。</p> <p>担当課：そのとおり。</p> <p>担当課：業務委託の場合内訳書の提出は求めている。</p>
---	--

委員会意見	◆特に無し
-------	-------